

議案第58号

幕別町行政財産使用料条例の一部を改正する条例

幕別町行政財産使用料条例（昭和57年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の108を乗じて得た額」を「、当該額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を加算した額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の幕別町行政財産使用料条例第2条第2項ただし書の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可される使用料について適用し、施行日前に許可された使用料については、なお従前の例による。